

藤沢市教育委員会定例会（3月）会議録

日 時 2013年（平成25年）3月17日（日）
午後3時
場 所 森谷産業旭ビル4階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（平成24年度藤沢市一般会計補正予算（第11号））に同意することについて）
- 5 議 事
 - (1) 議案第37号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
 - (2) 議案第38号 平成25年度組織改正に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について
 - (3) 議案第39号 藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則の制定について
 - (4) 議案第40号 藤沢市教育委員会会議規則の一部改正について
 - (5) 議案第41号 教育委員会事務局職員の人事異動について
- 6 閉 会

出席委員

- 1 番 佐々木 柿 己
- 2 番 赤 見 恵 司
- 3 番 阪 井 祐基子
- 4 番 小 澤 一 成
- 5 番 藤 崎 育 子

教 育 次 長	山 田 泰 造	生涯学習部長	永 井 洋 一
教育総務部長	桑 山 光 生	生涯学習部参事	鈴 木 達 也
教育総務部参事	中 島 徳 幸	生涯学習部参事	小 野 政 行
教育総務部参事	高 石 佳久子	生涯学習部参事	神 尾 哲 哲
教育総務部参事	嶋 村 和 三	総合市民図書館長	山 崎 秀 男
教育総務部参事	吉 住 潤	教育政策推進課長	小 沼 徹
教育指導課主幹	志 水 敦 子	生涯学習課主幹	斎 藤 隆 久
学校施設課主幹	高 橋 幹 弘	生涯学習課課長補佐	細 井 守
学校施設課課長補佐	山 口 秀 俊		
書 記	高 橋 眞智子		

午後 3 時 00 分 開会

赤見委員長

ただいまから藤沢市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

赤見委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3 番・阪井委員、4 番・小澤委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤見委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3 番・阪井委員、4 番・小澤委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

赤見委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤見委員長

それでは、このとおりの承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

赤見委員長

続きまして、教育長報告を行います。

(1) 臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(平成 24 年度藤沢市一般会計補正予算(第 11 号)に同意することについて)、報告をお願いします。

佐々木委員

それでは、臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(平成 24 年度藤沢市一般会計補正予算(第 11 号)に同意することについて)ご報告申し上げます。本議案は、平成 24 年度藤沢市一般会計補正予算について、市長から意見を求められたところ、臨時会を開催する暇^{いとま}がなく、緊急やむを得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、3 月 11 日に臨時に代理したものです。あわせて同規則第 3 条第 2 項の規定により、教育長が臨時に代理した場合においては、次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日、ご報告するものです。

この補正予算につきましては、国の緊急経済対策による補正予算に対応する事業として計上するもので、教育総務部における歳出・歳入の補正予算の内容をご説明いたします。(資料参照)

歳出について、1 の小学校費の学校施設環境整備事業費は、小学校 5 校のトイレ改修工事及び藤沢小学校のグラウンド等整備工事を実施するための経費で、補正額については記載のとおりです。

2の中学校費の学校施設環境整備事業費は、中学校9校の空調設備設置及び更新工事、並びに大清水中学校のグラウンド等整備工事を実施するための経費で、補正額については記載のとおりです。

3の中学校費の諸整備事業費は、高倉中学校にエレベーターを設置するための経費で、補正額については記載のとおりです。

なお、以上の事業については、すべて国の補正予算を活用したものです。また、1ページ下段の繰越明許費補正は、議会の可決後に入札・工事をするため、年度内での完成が難しいことから、全額、平成25年度へ繰り越すものです。以上、教育総務部の歳出の補正額は、10億1,392万4,000円です。

続いて、歳入について、1及び2の学校施設環境改善交付金につきましては、今回、補正予算を計上します事業に対する国庫補助で、補正額については記載のとおりです。また、3及び4の大規模改造事業債についても、今回、補正予算を計上します事業に対する起債で、補正額については記載のとおりです。以上、歳入の補正額は、9億3,641万3,000円です。

なお、詳細については、2ページ以降をご参照いただきたいと思います。以上で、臨時代理の報告についての説明を終わります。

赤見委員長 ただいまの教育長報告についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

赤見委員長 議事に入ります前に、議案第41号教育委員会事務局職員の人事異動については、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

赤見委員長 ご異議がないようですので、議案第41号は、後ほど非公開での審議といたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

赤見委員長 これより議事に入ります。

議案第37号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、議案第38号平成25年度組織改正に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について、議案第39号藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則の制定について、以上3件を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

中島教育総務部参事 議案第37号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正につい

て、議案第 38 号平成 25 年度組織改正に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について、議案第 39 号藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則の制定について、以上 3 件を一括してご説明いたします。

まず、議案第 37 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、この規則を提出したのは、平成 25 年度の組織改正に伴い、事務局の組織、分掌事務、事務決裁等、所要の改正をする必要によるものです。

次に、議案第 38 号平成 25 年度組織改正に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について、この規程を提出したのは、平成 25 年度組織改正に伴い、部及び課の名称並びに補助執行させる事務の変更等、関係規程の規定を整備する必要によるものです。

次に、議案第 39 号藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則の制定について、この規則を提出したのは、教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるにあたり、教育委員会の職員に併任し、職を兼ねるにおいて、規定を整備する必要によるものです。

平成 25 年度の組織改正の経過につきましては、教育委員会 12 月定例会において平成 25 年度組織改正の概要（案）についてお示しし、教育委員会 1 月定例会において、生涯学習関連事務を市長部局において所管することにより、まちづくり等の関連行政と一元的・効率的に執行することが可能となることをご説明申し上げるとともに、組織改正に向けた日程等についてご説明申し上げてきたところです。そして教育委員会 2 月定例会においては、市長から組織改正に伴う生涯学習部の所管変更についての申し出を受けて、教育委員会の権限に属する事務の補助執行について、市長と協議をすることを、ご審議の上ご決定をいただいているところです。市長との協議につきましては、2013 年 2 月 15 日付け藤沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（回答）において、協議書記載の事務について、市長部局職員に補助執行させる事務として同意する旨、別紙資料のとおり、市長からの回答がありました。

また、平成 25 年 2 月藤沢市議会定例会におきまして、藤沢市事務分掌条例の一部改正についての議案が上程され、平成 25 年度組織改正に伴う所要の改正について 3 月 1 日の本会議において可決されたところです。

以上のことから、平成 25 年度組織改正に伴う教育総務部の部及び課の名称変更、課の新設、分掌事務の変更、生涯学習部の市長部局への移管、生涯学習部の職員への補助執行等について、規則及び規程の所要の改正と規定を整備するため、議案第 37 号において 9 つの規則を一部改正し、議案第 38 号において 4 つの規程を一部改正し、議案第 39 号において 1 つの規則を制定するものです。

それでは、議案第 37 号、同 38 号、同 39 号について、別紙資料で主要な事項をご説明申し上げます。(資料参照)

はじめに、議案第 37 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、第 3 条において、事務局の組織について、部及び課の名称変更、課の新設を行い、生涯学習部及び課等を生涯学習部の市長部局への移管に伴い、削るものです。

第 4 条は、課の分掌事務について、教育部各課の分掌事務を改正し、生涯学習部の市長部局への移管に伴い、生涯学習部の各課の分掌事務を削るものです。

第 6 条は、生涯学習部に属する教育機関の所掌事務について、市長部局に移管する生涯学習部の職員に補助執行させるため、削るものです。

別表第 2「固有事務決裁表」については、教育部各課の分掌事務に伴い、決裁及び専決事項を改正して、生涯学習部の市長部局移管に伴い、生涯学習部各課の決裁及び専決事項を削るものです。

続いて、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について、これは附則第 3 項において、第 2 条第 3 号教育財産の取得の申し出、第 8 号教育機関の敷地の選定について、生涯学習部の所管する事務を市長部局において円滑に執行するため改正するものです。なお、教育財産の取得や敷地の選定に係る案件については、従来どおり、教育委員会における基本的な方針の策定と、教育機関の設置において教育委員会議に付議するものです。第 9 号は、教育機関に係る工事の計画については、藤沢市事務決裁規程との整合を図るため、9,000 万円以上に改正するとともに、生涯学習部の所管する事務を市長部局において円滑に執行するため、改定するものです。

附則第 4 項、藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正については、指導主事の配属職場など職種名、事務局における職、教育機関における職について、生涯学習部の市長部局移管に伴い、所要の改正を行うものです。

附則第 5 項、藤沢市公民館条例施行規則の一部改正については、第 4 条審議会の庶務について、市長部局に移管する生涯学習部の職員に補助執行させるため、第 4 条を削除するものです。

附則第 6 項、藤沢市社会教育指導員規則の一部改正については、第 4 条社会教育指導員の定数について市長部局に移管することに伴い、規定の整備をするものです。

附則第 7 項、藤沢市文化財保護条例施行規則の一部改正については、第 13 条委員会の庶務について、市長部局に移管する生涯学習部の職員に補

助執行させるため、第 13 条を削るものです。

附則第 8 項、藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正については、第 2 条個人情報管理責任者について、生涯学習部の市長部局移管に伴い、所要の改正を行うものです。

附則第 9 項、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則の一部改正については、第 8 条委員会の庶務について、教育部の名称変更に伴い改正するものです。

附則第 10 項、藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部改正については、第 4 条審議会の庶務について、市長部局に移管する生涯学習部の職員に補助執行させるため、削るものです。

次に、議案第 38 号平成 25 年度組織改正に伴う関係規程の整備に関する規程の制定です。

第 1 条、藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程について、第 5 条、市民センター職員に補助執行させる事務について、市民センター職員に補助執行させる公民館の所掌事務を具体に加え、市民センターの職員に補助執行させていた地域移譲事務を削るものです。第 6 条、生涯学習部職員に補助執行させる事務について、生涯学習総務課の職員に補助執行させる事務、郷土歴史館の職員に補助執行させる事務、文化芸術課の職員に補助執行させる事務、スポーツ推進課の職員に補助執行させる事務、総合市民図書館の職員に補助執行させる事務を新たに加えるものです。第 7 条、藤沢公民館及び村岡公民館職員に補助執行させる公民館の所掌事務を具体に加えるものです。第 8 条、教育機関等の組織について、補助執行させる事務に係る教育機関の所属を整備するため、別表第 2 を加えるものです。

次に、第 2 条、藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について、第 2 条で対象職員の範囲及び勤務時間等について、教育部における課の名称変更、課の新設に伴い所要の改正を行い、生涯学習部の市長部局移管に伴い、生涯学習部に関する規定を削るものです。

次に、第 3 条は、藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について、第 3 条で、技能労務職員の服務の原則について、教育部の名称変更、生涯学習部の市長部局移管に伴い所要の改正をするものです。第 5 条で、生涯学習部の市長部局移管に伴い、公民館用務員について削るものです。

次に、第 4 条は、藤沢市教育委員会パブリックコメント手続規程の一部改正について、第 10 条で委任について、教育部の名称変更に伴い改正を行うものです。

次に、議案第 39 号藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則の制定について、第 1 項において、公民館長及び総合市民図書館長は、辞令を用いることなく教育委員会の職員に併任されたものとみなすことを規定するものです。第 2 項において、公民館長及び総合市民図書館長は、教育総務課主幹の職を、辞令を用いることなく兼ねるものとするを規定するものです。

それでは、議案第 37 号、同 38 号、同 39 号の議案を読み上げます。(議案書朗読)

赤見委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 37 号、第 38 号、第 39 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小澤委員 組織改正に伴って引き継ぎ等大変かと思いますが、4 月からスムーズに機能されるよう職員の方には頑張ってくださいと思います。また、横の連携についてもより一層の連携をしていただきたいと思います。

藤崎委員 教育指導課の「(11) いじめ防止対策に関すること」に関して、平成 25 年度において、国は「いじめ等生徒指導総合対策費」として各県に 800 万円の予算を定めているので、いじめ、特にいじめから不登校になった子どもへの対策として教育委員会は、学校だけでは対応できない部分は、そういう国の施策に応募して予算を取って、子どもたちのために充実した不登校対策、いじめ対策を行っていただきたいと思います。

赤見委員長 他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

赤見委員長 それでは、議案第 37 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、議案第 38 号平成 25 年度組織改正に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について、議案第 39 号藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則の制定について、以上 3 件は原案のとおり決定いたします。
×××

赤見委員長 次に、議案第 40 号藤沢市教育委員会会議規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

中島教育総務部参事 議案第 40 号藤沢市教育委員会会議規則の一部改正について、新旧対照表によりご説明いたします。教育委員会会議につきましては、「定例会は、毎月第 2 金曜日に招集しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は委員長は、これを変更することができる。」としております。しかしながら、現状としては藤沢市議会定例会の提出案件や人事に関する案件等を審議する場合、市議会定例会の会期、また、神奈川県教育委員会の内申のスケジュール等の事情から、教育委員会定例会の期日を第 2 金曜

日から変更する必要が多々生じております。その対策として今回、規定の整備を行うものです。

また、これまでは同じ月に会議を2回開催する必要がある場合は、一方を臨時会として召集しておりましたが、今後におきましては、定例会を柔軟に改正することが可能となるよう規定の整備を行うものです。改正後の案文は第2項において「定例会は原則として毎月1回これを招集する」といたしました。

それでは、議案を読み上げます。(議案書朗読)

赤見委員長

事務局の説明が終わりました。議案第40号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤見委員長

それでは、議案第40号藤沢市教育委員会会議規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

赤見委員長

以上で、本日予定いたしました公開により審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。4月11日(木)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

赤見委員長

それでは、次回の定例会は4月11日(木)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時28分 休憩